

## インフルエンザ防疫対策実施要領

### 1 目的

インフルエンザの流行は社会生活に大きな影響を及ぼすところから、感染症発生動向調査事業における情報などをもとに流行の徴候をとらえ、学校等の集団施設における防疫対策を迅速に実施し、その予防措置の徹底を図ることを目的とする。

### 2 学級閉鎖等の届出及び情報網の強化

- (1) 早期にインフルエンザの流行を把握するため、保健所支所は感染症情報などにおいて多発の傾向を示していると判断した場合、管内の学校等とより緊密な情報体制をとり、学級閉鎖等の届出を励行させ、発生状況などについての情報収集及び還元を行い、その予防対策に努める。
- (2) 保健所支所は上記(1)による届出を別紙様式-1により受理し、直ちに健康福祉局保健所(以下「保健所」という。)へ通報する。
- (3) 保健所は、市内の学級閉鎖等の発生状況を関係機関宛て情報として提供する。

### 3 ウイルス検査及び血清検査

保健所支所は学級閉鎖等の届出があったときは、インフルエンザ様疾患の患者から検体を採取し、健康福祉局健康安全研究所(以下「健康安全研究所」という。)に送付する。健康安全研究所はウイルス分離、PCR検査及び血清検査を行う。

#### (1) ウイルス検査及び血清検査の対象

検査対象は、一流行時期において、各区内の初発施設(小学校又は中学校)とし、一施設について同一学級の5人程度の患者を対象にウイルス検査の検体及び必要に応じて血清検査の検体を採取する。

#### (2) 検体採取用器材器具

保健所及び健康安全研究所が準備する。

### (3) 検体採取

ア 検体採取にあたって、別紙様式－2及び3により調査を行い、保護者の承諾を得てから採取する。

イ ウイルス検査の検体は急性期患者（発病3日以内）の鼻腔ぬぐい液（鼻咽頭から採取）とし、血清検査の検体は各患者の急性期及び同一患者の回復期の血液とする。

#### (ア) 鼻腔ぬぐい液（鼻咽頭から採取）の採取

乾燥した綿棒を鼻孔に挿入し回転させながらゆっくりと引き抜く。

綿棒の先端をウイルス搬送用溶液が入ったプラスチック容器に入れ、柄の部分は折り取る。

#### (イ) 血清の採取

急性期及び回復期（発病後14日以後）の血液をそれぞれ3～5mlを採取する。

ウ 検体採取に際しては、学校、校医、被検査者主治医等と連絡を密にする。

### (4) 検体の取扱いと輸送

ア 鼻腔ぬぐい液（鼻咽頭から採取）は保冷して輸送する。

イ 血液は血清（うわずみ液）が分離するまで傾斜して静かに取り扱う。

ウ 検体は採取次第、検体採取施設の発生概況（別紙様式－2）及び被検査者個人票（別紙様式－3）各2部を健康安全研究所に送付する。うち1部は健康安全研究所から保健所宛て送付する。

### (5) 検査成績

健康安全研究所は検査結果が判明次第、保健所に通報する。保健所は結果を保健所支所へ、保健所支所は必要により関係者に通報する。

## 4 防疫措置

保健所支所は流行の状況に応じ適宜、次の防疫措置を行う。

### (1) 学校等に対する指導

インフルエンザが流行し、又はインフルエンザ様疾患が多発している場合、その地域内の学校及び幼稚園等の施設に対して状況により臨時休業（学級、学年閉鎖又は休校等）の措置をとるよう指導する。

### (2) 患者等に対する指導

保健所支所は必要に応じて、患者又はその保護者に対して次の事項について指導を行う。

ア 本病は飛沫感染によって伝播され、病原体の排泄及び侵入は、口腔及び鼻腔に限られているので、本病を予防するために手洗いとうがいを励行し、患者は他人への感染を防止するためにマスクを使用すること

イ 保温及び栄養に十分注意するとともに、過労を避け、身体の抵抗力の保持を図ること

ウ 本病にり患した場合は、速やかに医師の診断を受け、安静を保つこと

## 5 その他

この要領によるもののほか、昭和48年9月20日付け衛発第610号厚生省公衆衛生局長通知「インフルエンザの防疫対策について」及び同年同日付け衛情第102号厚生省公衆衛生局保健情報課長通知「インフルエンザの防疫対策について」によるものとする。

附 則

この要領は、昭和55年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年11月9日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成16年11月22日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成18年11月22日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。